

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3279号)

令和7年11月28日

横 情 審 答 申 第 3279 号

令 和 7 年 11 月 28 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年6月26日金こ第487号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) こども家庭相談票（特定年月日1、特定年月日2、特定年月日3分）
(2) ケース記録（特定年月日4から特定年月日5まで）」の保有個人情報一部
開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1)こども家庭相談票（特定年月日1、特定年月日2、特定年月日3分）（2）ケース記録（特定年月日4から特定年月日5まで）」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に掲げる不開示部分1から不開示部分7までを不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年5月29日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第2号及び第7号に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 法第78条第1項第2号の該当性について

審査請求人以外の個人の氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため本号に該当し、不開示とした。

(2) 法第78条第1項第7号の該当性について

審査請求人以外の第三者との相談内容及び区役所内での対応協議内容は、審査請求人及びその家庭に対するこども家庭支援課の評価、判定、所見や関係機関の意見等が記録されている。これらの情報を開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、当課との信頼関係が損なわれ今後の適正な支援が困難になるなど、審査請求人及びその家庭に係る事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 個人名は除く。
- (3) 文章の全てを不開示とすべき理由はないと考える。
- (4) 審査請求人の認識と異なっていた場合、当課との信頼関係が損なわれるおそれがあることから不開示としたと弁明しているが、信頼関係は既に崩壊しているため、弁解は成り立たない。
- (5) 相談記録が全く残されていない中、唯一出された履歴がほぼ黒塗りであり、全てにおいて信ぴょう性に欠ける。

5 審査会の判断

- (1) こども家庭相談票に係る事務について

横浜市では、原則0歳から18歳までの子ども、妊婦及びその家族などの保健や福祉に関する様々な相談や困りごとに対応・支援することを目的に、「『こども家庭相談』業務マニュアル」に基づき、各区のこども家庭支援課でこども家庭相談を実施している。相談内容と実施した支援内容についてはこども家庭相談票に記録し、また、継続的に支援を実施する必要がある場合にはケース記録を作成している。

- (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人からこども家庭相談を受けた際に作成したこども家庭相談票及び継続的な支援のために作成したケース記録である。このうち、審査請求人は個人名を除く部分についてのみ開示を求めているため、当審査会は、法第78条第1項第7号の該当性について、以下検討する。

- (3) 法第78条第1項第7号の該当性について

ア 法第78条第1項第7号では、「・・・地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

イ 当審査会が本件保有個人情報を見分したところ、審査請求人以外の第三者との相談内容及び区役所内での対応協議内容には、審査請求人及びその家庭に対するこども家庭支援課の評価、判定及び所見並びに関係機関の意見に当たらぬ記載が確認された。これらの記載について、実施機関に確認したところ、次のような説明があった。

当該記載は、関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容に係る記載であり、いずれも第三者には開示しないことを前提に関係機関から提供等を受けたものである。これらの情報を開示すれば、関係機関との信頼関係が損なわれ、今後協力を得られなくなるおそれがあるほか、関係機関と審査請求人との信頼関係も損なわれ、審査請求人及びその家庭に係る事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、不開示とした。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、本件保有個人情報を見分した上で、次のように判断する。

- (ア) 不開示部分1には、実施機関と関係機関の日程調整に係る記録が記載されている。これらは、審査請求人の支援業務に必要な手続の日程調整に係る情報にすぎず、開示することにより、審査請求人及びその家庭に係る事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。
- (イ) 不開示部分2には、審査請求人からの情報を共有した関係機関名が記載されている。同日中の記録において、審査請求人からの情報を当該関係機関に共有する旨及び関係機関名が記載されており、その部分は既に開示されていることが認められた。そのため、当該関係機関名を開示することにより、審査請求人及びその家庭に係る事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。
- (ウ) 不開示部分3には、実施機関が担当者変更の際に挨拶を行った関係機関名が記載されている。当該関係機関は、審査請求人の支援に関する機関であり、開示することにより、審査請求人及びその家庭に係る事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。
- (エ) 不開示部分4には、審査請求人の意向を関係機関に共有した記録及び関係機関のその後の対応の記録が記載されている。同日中の記録において、審査請求人には、意向を当該関係機関に伝えること及び当該関係機関のその後の対応は共有されていることが認められた。そのため、これらの記載を開示することにより、審査請求人及びその家庭に係る事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。
- (オ) 不開示部分5には、関係機関が審査請求人に電話連絡を行った事実の記録が記載されている。この記録には、電話連絡の内容は記録されていないため、開示することにより、審査請求人及びその家庭に係る事務の適正な執行に支

障が生じるおそれがあるとは認められない。

- (カ) 不開示部分 6 には、関係機関との面談の実施記録が記載されている。当該面談には審査請求人も参加しているため内容については既知の情報であり、また、記録には実施機関の判定・評価に当たる情報も含まれていないため、開示することにより、審査請求人及びその家庭に係る事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。
- (キ) 不開示部分 7 には、ケース記録用紙の項目名及び区名等が記載されており、その一部には決裁欄又は空欄が含まれている。これらは、様式の定型的な記載、事務手続上の決裁欄の記載及び空欄であるため、開示することにより、審査請求人及びその家庭に係る事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。
- (ク) その余の不開示部分については、関係機関との相談内容及び区役所内での対応協議内容又は関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容である。これらの情報は、審査請求人及びその家庭に対する評価、判定及び所見、関係機関の意見等が記録されたもの又は第三者には開示しないことを前提に関係機関から提供等を受け記録されたものであるため、開示することにより、今後の審査請求人及びその家庭に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものと認められる。

(4) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に掲げる不開示部分 1 から不開示部分 7 までを不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 斎藤宙也

別表 実施機関が不開示とした部分のうち開示すべき部分（ケース記録）

不開示部分 1	5 頁目 1 行目から 6 行目までの全て 84 頁目 12 行目から 16 行目までの全て（会計年度任用職員の氏名を除く。）
不開示部分 2	17 頁目 2 行目の全て

不開示部分3	34頁目 2行目の全て
不開示部分4	41頁目 10行目から13行目まで及び15行目から18行目までの全て
不開示部分5	65頁目 6行目から8行目までの全て
不開示部分6	84頁目 26行目から31行目までの全て
	85頁目 1行目から27行目までの全て
不開示部分7	7頁目から9頁目まで 項目名及び欄外の記載
	15頁目 項目名及び欄外の記載
	16頁目 項目名、欄外の記載及び10行目以降の全て
	18頁目 項目名及び欄外の記載
	19頁目 項目名、欄外の記載及び2行目以降の全て
	20頁目 項目名、欄外の記載及び26行目以降の全て
	25頁目 項目名、欄外の記載及び27行目以降の全て
	31頁目 項目名、欄外の記載及び10行目以降の全て
	32頁目 項目名及び欄外の記載
	33頁目 項目名、欄外の記載及び20行目以降の全て
	35頁目 項目名、欄外の記載及び10行目以降の全て
	38頁目 項目名及び欄外の記載
	39頁目 項目名、欄外の記載及び17行目以降の全て
	43頁目 項目名、欄外の記載及び15行目以降の全て
	44頁目 項目名、欄外の記載及び21行目以降の全て
	45頁目 項目名及び欄外の記載
	49頁目 項目名及び欄外の記載
	52頁目 項目名、欄外の記載及び10行目以降の全て
	57頁目 項目名、欄外の記載及び29行目以降の全て
	60頁目及び61頁目 項目名及び欄外の記載
	66頁目 項目名及び欄外の記載
	68頁目及び69頁目 項目名及び欄外の記載
	73頁目から77頁目まで 項目名及び欄外の記載
	78頁目 項目名欄外の記載及び27行目以降の全て（会計年度任用職員の印影を除く。）
	79頁目及び80頁目 項目名及び欄外の記載
	82頁目 項目名、欄外の記載及び9行目以降の全て（会計年度任用職員の印影を除く。）
	83頁目 項目名及び欄外の記載
	85頁目 項目名及び欄外の記載

89項目 項目名及び欄外の記載
94項目 項目名及び欄外の記載
95項目 項目名、欄外の記載及び11行目以降の全て（会計年度任用職員の印影を除く。）
96項目 項目名及び欄外の記載
97項目 項目名及び欄外の記載（会計年度任用職員の印影を除く。）
99項目 項目名、欄外の記載及び28行目以降の全て（会計年度任用職員の印影を除く。）
100項目から103項目まで 項目名及び欄外の記載
106項目 項目名、欄外の記載及び27行目以降の全て（会計年度任用職員の印影を除く。）
107項目 項目名及び欄外の記載
108項目 項目名、欄外の記載及び10行目以降の全て（会計年度任用職員の印影を除く。）

(注意)

5項目以降について、項目名は行数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 6 月 26 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 8 月 9 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 9 月 29 日 (第461回第二部会)	・審議
令 和 7 年 10 月 27 日 (第462回第二部会)	・審議